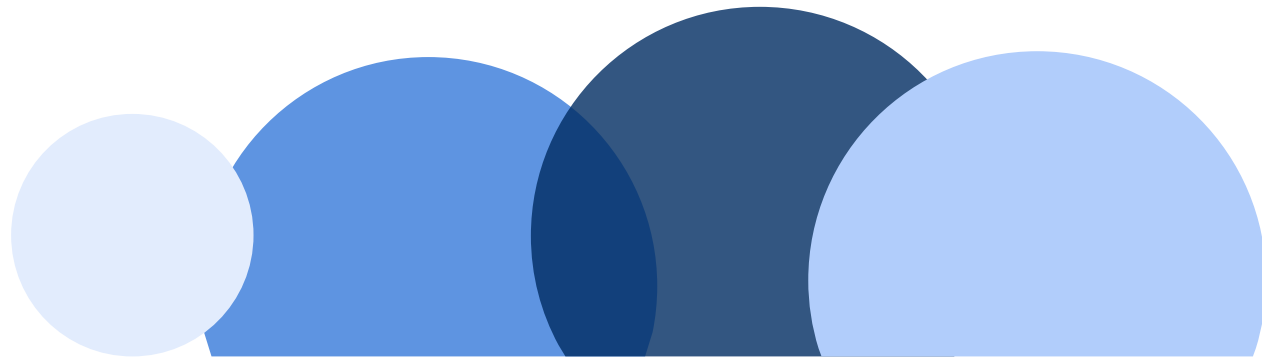


3. 政策策定と評価

EBPM①





本講義の狙い

- EBPMやデータ利活用を推進する上での留意点について説明できる

本講義の内容

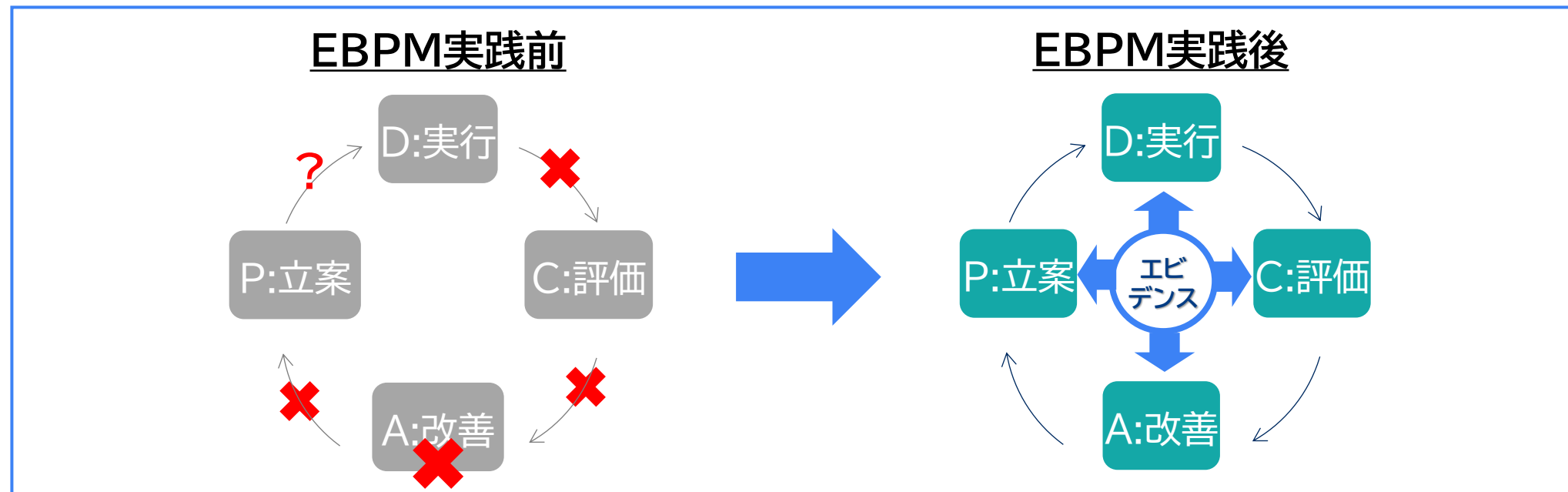
- EBPM(証拠に基づく政策立案)とは —————4
- EBPM実践前後での政策形成・評価サイクルの違い —————6
- 自治体におけるデータ利活用 —————8
- 相互関係(原因～結果関係)の整理 —————12
- 本講義のまとめ —————15

EBPM(証拠に基づく政策立案)とは

- EBPM(Evidence-Based Policy Making)とは、「証拠に基づく政策立案」のこと。
中央官庁、地方自治体でも広く活用されている。
- 内閣府ではEBPMに取り組む必要性を次のように説明している(＊)。
 - 政策の企画をその場限りのエピソードに頼るのではなく、政策目的を明確化したうえで合理的根拠(エビデンス)に基づくものとする
 - 政策効果の測定に重要な関連を持つ情報や統計等のデータを活用したEBPMの推進は、政策の有効性を高め、住民の行政への信頼確保に資するもの
- 自治体保健師にとっても実務上、必須な概念であり有効な推進手段

EBPM(証拠に基づく政策立案)の基本的な考え方

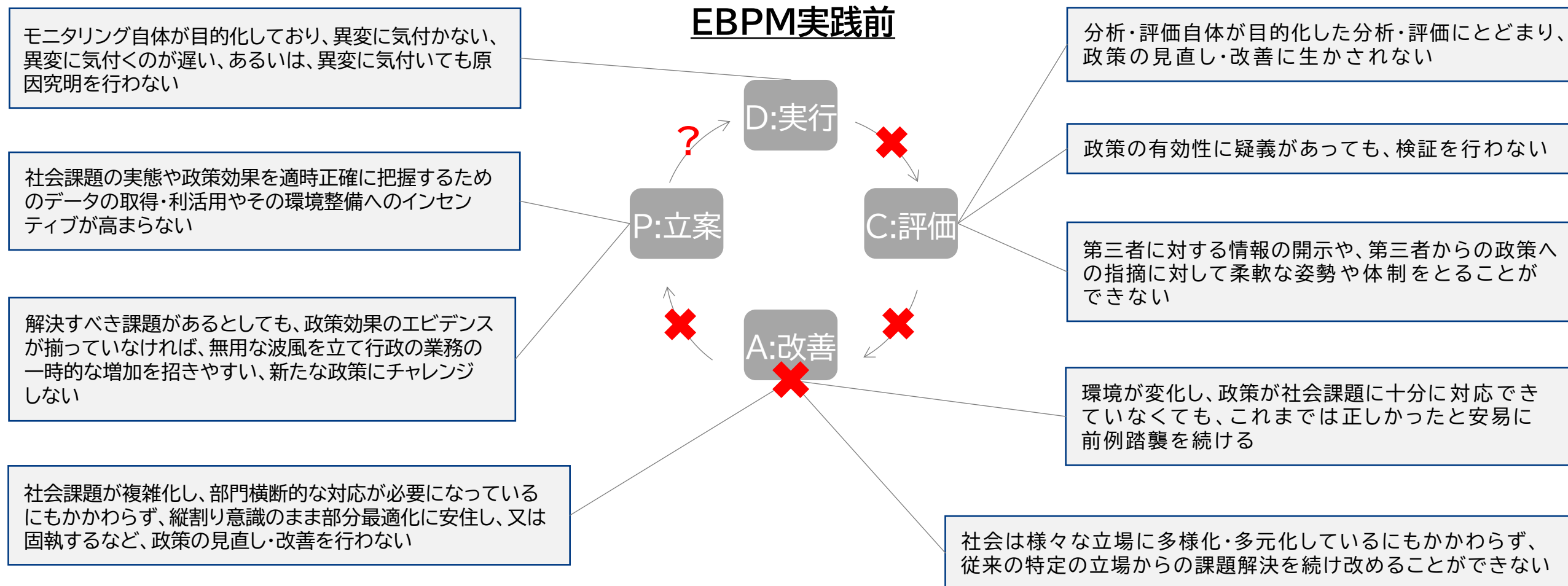
- 内閣官房が発行するガイドブック(*)では、EBPMの基本的な考え方として以下が挙げられている
 - ① 政策目的の明確化
 - ② 政策手段と目的の論理的なつながり(ロジック)の明確化
 - ③ データ等のエビデンス(根拠)に基づいた、「政策の基本的な枠組み」の明確化



- EBPMを実践することにより機動的で柔軟な政策実行が可能となる

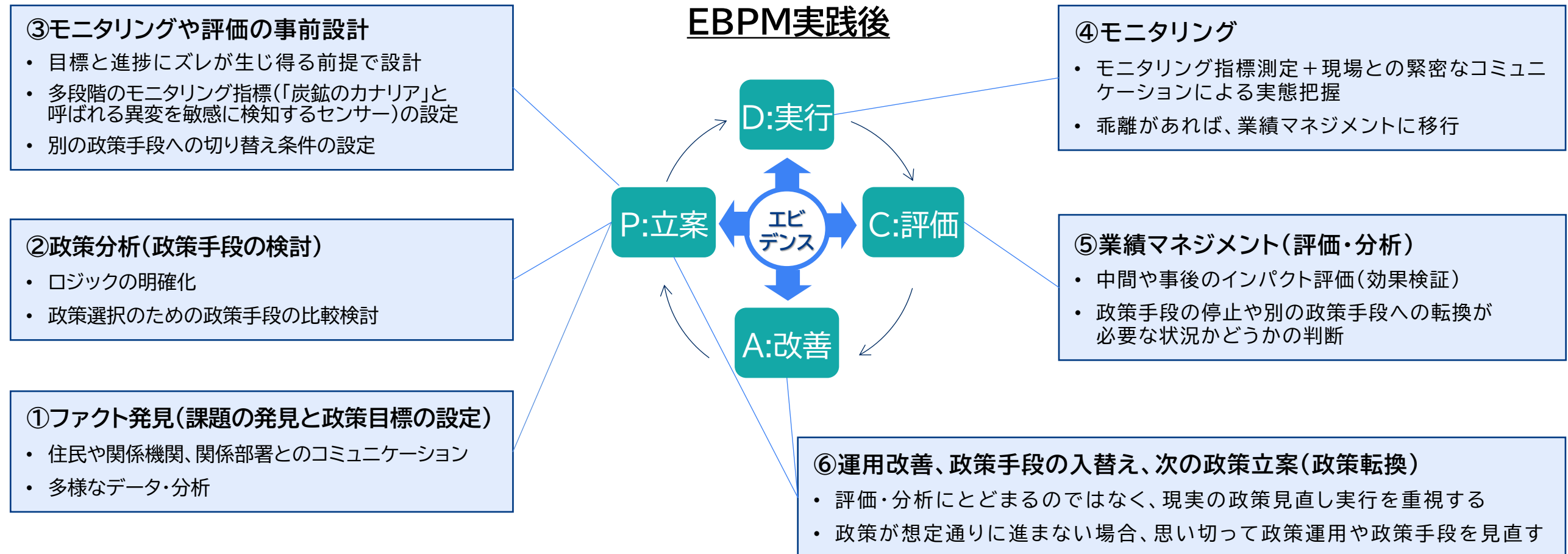
EBPMを実践しない場合の政策形成・評価の例

EBPM実践前



EBPMを実践した場合の政策形成・評価の例

EBPM実践後



健康増進計画とデータ活用

- 都道府県の役割と都道府県健康増進計画について、「健康日本21(第三次)」(*)において、以下のように記載されている。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

二 都道府県の役割と都道府県健康増進計画

都道府県は、庁内の関連する部局が連携して都道府県健康増進計画を策定することとし、当該計画において、国が設定した目標を勘案しつつ、具体的な目標を設定する。また、区域内の市町村ごとの健康状態や生活習慣の状況の差の把握を行い、地域間の健康格差の是正に向けた取組を位置付けるよう努めるものとする。

都道府県は、地域・職域連携推進協議会等も活用し、市町村や医療保険者、企業、教育機関、民間団体等の関係者の連携強化のための中心的役割を担い、データの活用や分析を積極的に行い、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行う。

保健所は、地域保健の広域的、専門的かつ技術的な拠点として、健康づくりに関する情報を収集・分析し、地域の住民や関係者に提供するとともに、地域の実情に応じ、市町村における市町村健康増進計画の策定の支援を行う。

- データ利活用を推進することは、EBPMの3つの要素のうち、とくに「エビデンス」の強化に繋がる

健康増進計画とデータ活用

- 市町村の役割と市町村健康増進計画について、「健康日本21(第三次)」(*)において、以下のように記載されている。

国民の健康の増進の総合的な推進を図るための基本的な方針

第三 都道府県健康増進計画及び市町村健康増進計画の策定に関する基本的な事項

三 市町村の役割と市町村健康増進計画

市町村は、都道府県や保健所とも連携しつつ、また、庁内の関連する部局が連携して市町村健康増進計画の策定に努めるものとする。

市町村は、国や都道府県が設定した目標を勘案しつつ、具体的な目標を設定するよう努めるものとする。

市町村は、市町村健康増進計画を策定するに当たっては、医療保険者として策定する高齢者の医療の確保に関する法律に規定する特定健康診査等実施計画、市町村が策定する介護保険法に規定する市町村介護保険事業計画に加え、データヘルス計画その他の市町村健康増進計画と関連する計画との調和に配慮する。

- 市町村においては、都道府県や保健所と連携し、市町村健康増進計画を策定
- 特定健康診査等実施計画、市町村介護保険事業計画、データヘルス計画等との調和に配慮

自治体におけるデータ利活用

- データ利活用は、政策形成や課題解決のための「手段」であり「目的」ではない
- データ利活用における留意点について、厚生労働省「地域・職域連携推進ガイドライン」(*)において以下のように記載されている。

IV 具体的な取組に向けた工夫

2 健康課題の把握と対策の検討に向けたデータの収集・分析

1) データの分析・活用における工夫

(中略)

データの収集・分析を進めていくためには、収集・分析に莫大な時間や予算を費やさず、健康日本 21(第二次)の各指標やデータヘルス計画、特定健診データ(NDB オープンデータ等)、政府統計の総合窓口(e-Stat)等、公開されているデータを活用するとよい。分析に係る労力や時間を節減でき、円滑に具体的な取組へ移行することが可能となる。

さらに、取り組む課題、目的を設定した後に焦点を絞り、その背景や要因等を詳細に分析する場合は、学識経験者の協力を得ることや、可能であれば専門の分析機関への外部委託も検討する。

- オープンデータ等を活用することで、データ収集・分析に係る労力や時間を削減し、具体的な取組を実施するための時間を確保
- 課題や目的を設定した後に、更なる詳細分析を実施する場合は、学識経験者や専門の分析機関への外部委託も検討

自治体が(継続的に)モニタリング可能な既存データの例

自治体が(継続的に)モニタリング可能な既存データの例(*1)

健康寿命(平均自立期間)、平均寿命	KDB、都道府県等の独自計算、国の公表値、厚労省研究班
死因別死亡	人口動態統計特殊報告、都道府県等の独自計算
介護	KDB、地域包括ケア「見える化」システム、介護保険事業状況報告
医療	KDB(国保・後期高齢者医療)、NDBオープンデータ(二次医療圏)
リスク因子・生活習慣等	KDB(国保特定健診・後期高齢者健診)、NDBオープンデータ(二次医療圏)、都道府県等の独自調査
特定健診・特定保健指導(実施率)	特定健康診査・特定保健指導の実施状況(厚生労働省保険局)
その他	市町村等の独自調査 厚労省研究班等で上記を“見える化”した資料やツール

KDBとは(*2)

国保データベース(KDB)システムは、国保連合会が保険者の委託を受けて行う各種業務を通じて管理する「特定健診・特定保健指導」「医療(後期高齢者医療含む)」「介護保険」等の情報を活用し、統計情報や「個人の健康に関する情報」を提供し、保険者の効率的かつ効果的な保健事業の実施をサポートすることを目的として構築されたシステムです。

NDBとは(*3)

匿名医療保険等関連情報データベース(NDB)は、平成20年4月から施行されている「高齢者の医療の確保に関する法律」に基づき、医療費適正化計画の作成、実施及び評価のための調査や分析などに用いるデータベースとして、レセプト情報や特定健診・特定保健指導情報などを格納・構築しているものです。

出所)*1 国立保健医療科学院 横山徹爾「健康増進計画の目標のモニタリングと評価」(閲覧日:2024/10/31)

*2 公益社団法人 国民健康保険中央会「国保データベース(KDB)システム」をもとに作成(閲覧日:2024/12/10)

*3 厚生労働省【NDB】匿名医療保険等関連情報データベースの利用に関するホームページ(閲覧日:2024/11/1)

各種データの利活用のために必要なこと

各種データの相互関係(原因～結果関係)を考える

地域の健康課題を明らかにしていくために、多種多様なデータを扱う必要性



「データがたくさんありすぎて何を見たらよいのかわからない」という悩み



疾患、リスク因子、生活習慣等の
上下関係(原因～結果)を意識

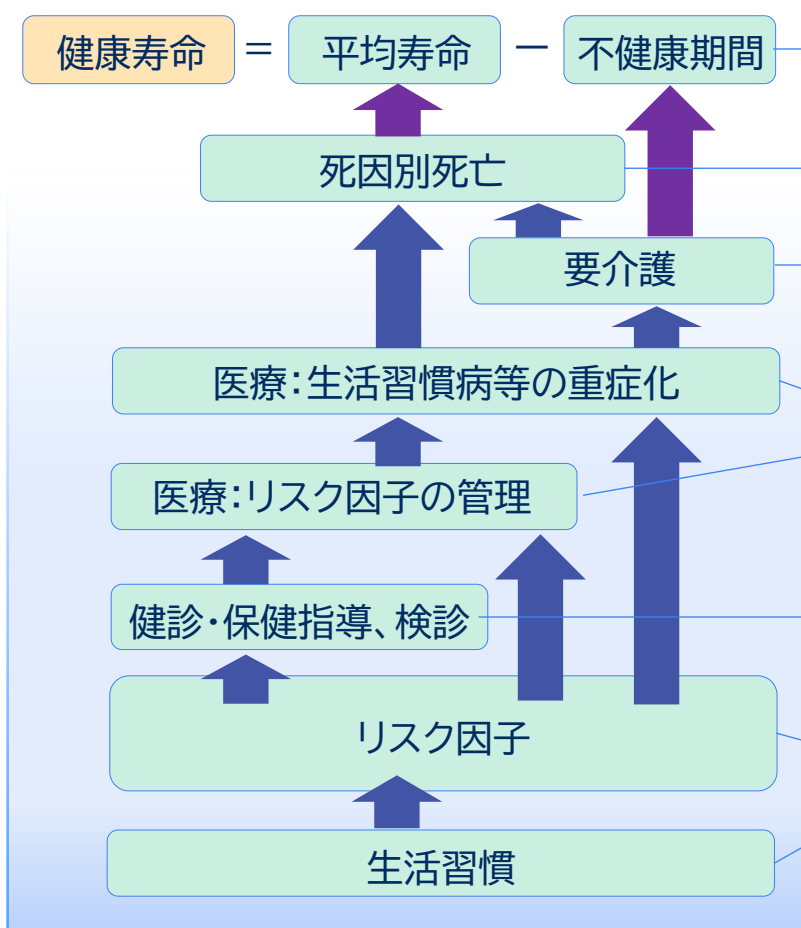
原因～結果の例

高血圧 → 脳血管疾患・心疾患
脂質異常 → 虚血性心疾患
糖尿病 → 人工透析
肝炎 → 肝硬変 → 肝がん 等

ある程度の医学知識が必要

各種データの相互関係(原因～結果関係)の整理例

健康増進計画等の全体像(健康状態の指標)



各種データ(例)

生命表、KDB

人口動態統計(SMR)

介護保険事業状況報告(要介護認定率)
主治医意見書

KDB(国保、後期)等(医療費・件数)

特定健康診査・特定保健指導の実施状況
(実施率)、地域保健・健康増進事業報告

特定健診データ(国保・協会けんぽ等)
地域健康・栄養調査

対応する個別事業(例)

介護予防事業

重症化予防事業

保健指導利用勧奨事業

健診受診勧奨事業

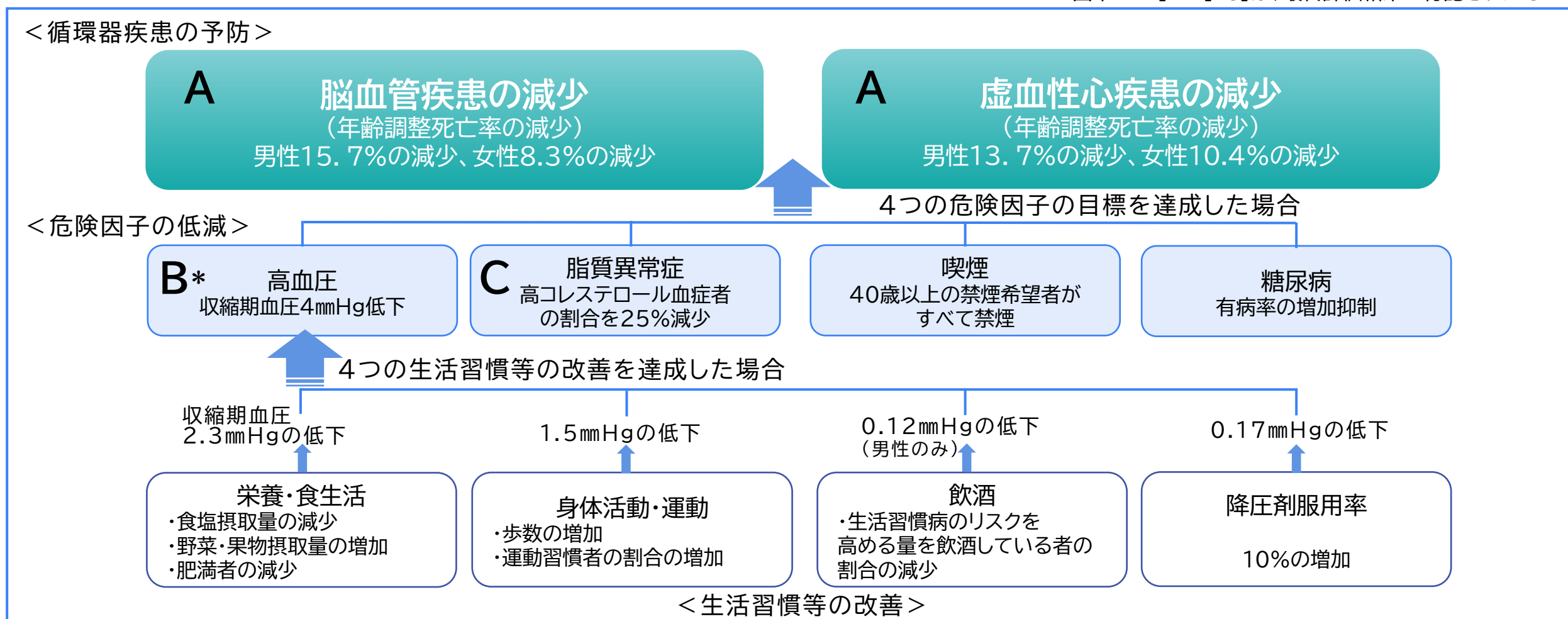
普及啓発事業など
ポピュレーションアプローチ

循環器疾患の場合の相互関係(原因～結果関係)の整理例

厚生労働省「健康日本21(第二次)最終評価報告書」(令和4年10月)(*)

図表Ⅱ-2-(2)-1:循環器疾患の目標設定の考え方及び目標項目の評価

※図中の「A」「B*」「C」は、最終評価結果が付記されたもの



本講義のまとめ

- EBPM(Evidence-Based Policy Making)とは、「証拠に基づく政策立案」のこと
- EBPMの基本的な考え方は、「①政策目的の明確化」「②ロジックの明確化」「③エビデンスの明確化」
- EBPMの推進により、エビデンスに基づく有効な政策立案がなされ、実行後の評価についてもデータ等で可視化されることで、政策の見直しや改善に結びつきやすくなる
- EBPMを推進する上で「データ利活用」は重要だが、あくまで政策形成や課題解決のための「手段」であり「目的」ではないことに留意
- オープンデータ等の活用により、データ収集・分析に係る労力や時間を削減し、具体的な取組を実施するための時間を確保することが必要
- 各種データの利活用を進める上では、相互関係(原因～結果関係)を踏まえて整理することが有効であり、「政策目的の明確化」や「ロジックの明確化」に繋がる